

# 京都府公立大学法人中期目標

## はじめに

京都府が、京都府立医科大学・京都府立大学を設置・管理する京都府公立大学法人を設立した目的は、京都府の知の拠点として、両大学の特色を活かした質の高い教育研究活動を通して、豊かな知性と幅広い教養、高い専門能力と倫理感を持った人材を育成するとともに、世界トップレベルの医療の提供や教育研究の成果を府民や地域に還元し、府民の健康増進、福祉の向上、京都文化の発信や産業振興など、府民生活の向上、地域社会や国内外の発展に貢献することにある。

さらに、両大学はその目的を担うことを府民から期待されており、常に教育・研究・医療が社会に与える便益の質を自律的に向上させながら、府民の期待に応えていくことが公立大学の存在意義であり、役割である。

この目的及び役割を果たすため、これまでの中期目標期間の成果を礎として、1法人2大学の特性を活かし、理事長のトップマネジメントのもと、グローバル化の進展等の社会経済や大学を取り巻くニーズ・環境の変化に対応した効果的な大学運営に取り組むため、京都府公立大学法人中期目標を次のとおり定める。

## 第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

### 1 中期目標期間

平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

### 2 教育研究上の基本組織

別表に記載する大学、学部、大学院等を置く。

## 第2 教育研究等の質の向上に関する事項

### 1 教育に関する目標

#### (1) 人材育成方針

ア 世界に通用する高い専門能力・技術力や豊かな人間性を身につけ、高い使命感や幅広い教養に裏づけられた総合的な判断力を持ち、文化の創造と社会の形成を担い、様々な分野において指導的役割を果たせる有為な人材を育成する。

イ 大学における社会人の学びなおし機能を強化し、キャリア転換や職業上必要な専門知識・技術を習得するための環境を整備する。

ウ 学生が徹底して学ぶことができる環境を整備し、能力を最大限に伸ばし、鍛えた上で社会人・職業人として送り出す教育機能を強化する。

#### エ 医科大学

(ア) 生命及び人間の尊厳を基盤に、医学知識はもとより心技体に優れた医学研究者、臨床医及び看護師等を育成するとともに、幅広い視野で物事を捉え、府民の健康を守り、地域医療・保健に貢献する医療人を育成する。

- (イ) 大学院においては、先端医学の研究者や高度先進医療を推進する医療従事者など、世界トップレベルの医療人材を育成するとともに、ヘルスサイエンスにおける多様な学際的研究活動を推進し、次代を担う指導的人材を育成する。

#### オ 府立大学

- (ア) 豊かな知性と教養、論理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、府民の生活の向上と産業の発展に寄与し、地域社会と国際社会の発展に貢献することができる人材を育成する。

- (イ) 大学院においては、人文・社会・自然の諸学術分野における理論と応用を習得させ、世界水準の優れた研究者を育成するとともに、国際化する社会の中で地域において指導的役割を果たし得る高度な専門性を有する人材を育成する。

#### (2) 教育の内容

##### ア 入学者の受入れ

- (ア) 大学の基本理念・教育方針に基づいた入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）を基に、目的意識や学習意欲の高い優れた資質を有する人材を幅広く受け入れるとともに、入学者選抜制度の改善に取り組む。

- (イ) 社会人や留学生の受入れ体制や教育環境を整備し、積極的な受入れを行う。

##### イ 教育の内容・課程

###### (ア) 教養教育の充実

- a 教養教育共同化施設（仮称）を拠点とした医科大学・府立大学・京都工芸繊維大学の3大学の特色ある教育・研究の活用と相互の連携により、教養教育の共同化を推進し、少人数教育の良さを生かしながら共同化による総合大学と同様のメリットを生み出し、レベルの高い教養教育の実施や3大学の学生・教職員の交流を促す。

- b 幅広い視野と高い教養を涵養することができるよう、共同化カリキュラムの充実など、教養教育の内容を一層充実する。

###### (イ) 医科大学

- a 地域医療・チーム医療等への理解を深めるため、基礎医学、社会医学、臨床医学、看護学等の連携を重視した幅広い教育を推進する。
- b 大学院においては、大学院重点化大学として、次代のヘルスサイエンス分野の教育・研究・医療を担う人材育成のため、各専門分野の深化を図るとともに、横断的・学際的な教育研究指導を行う。

###### (ウ) 府立大学

- a 創造的精神と豊かな人間性を育て、高度かつ体系的な専門知識や技術に係る教育を行うとともに、府立大学の強みを活かして、文理融合、文化と食と農の融合等による学際的な教育を推進する。
- b 大学院においては、優れた研究者や高度専門職業人の育成のため、各専門分野の内容の深化、高度化、先端化、学際化及び国際化等に対応できる教育を充実させ、きめ細やかな教育研究指導を行う。

## ウ 教育の方法

(ア) 少人数や双方向の授業の展開、インターンシップなどの体験学習、臨床教育、府内外でのフィールドワークを推進する。

(イ) 様々な教育的課題に対応した総合的な教育の推進、社会経済環境、ニーズの変化に対応したカリキュラムや教育体制の改善を行うとともに、免許・資格等の取得をはじめ専門的能力の向上を図る。

(ウ) 授業の到達目標及び成績評価基準を明示し、学生の学習意欲を高めるとともに、学習成果について、厳正で適正な単位認定及び進級・卒業判定を行う。また、大学院においては、研究活動・専門能力の評価体制を整備し、厳正かつ適正な成績評価と学位論文審査を行う。

## (3) 教育環境の充実・向上

### ア 教育の実施体制等の整備

教育・研究・運営能力に優れた人間性豊かな教職員を幅広く確保するとともに、柔軟かつ多彩な人員配置を行い組織の活性化を図る。

### イ 教育環境・支援体制の整備

(ア) 既存施設の有効活用、老朽施設・設備の整備・改修など、必要な教育環境を整備するとともに、高度情報化教育や情報通信技術の活用など、教育の情報化を推進する。

(イ) 新総合資料館（仮称）との連携により、学術情報収集や発信機能を充実・強化する。

## ウ 教育活動の評価

教員の自己評価、学生による授業評価や第三者による評価等により、教育の質保証に取り組む。

## (4) 教育の国際化

ア 国際交流協定締結校や国内外の大学等との連携による学生の交流や研究者の受入れなど、国際的な教育研究交流を推進する。

イ 国際社会で活躍することができる人材を育成するため、国際的な視野の習得、異文化理解教育や語学教育を推進する。

## (5) 学生への支援

ア 学生の学習意欲を高めるとともに、学生の自主学習を促進する教育環境を整備する。

イ 学生のニーズに応じた学習支援やメンタルヘルス・ハラスメント等の相談・助言等の体制を充実・強化する。

ウ 就学困難な学生に対する個別指導や授業料の減免・奨学制度の充実などの経済的な支援に取り組む。

エ 社会や学生のニーズに対応したキャリア教育や卒業教育の推進、きめ細かな就職・進学など、進路の指導を行うとともに、卒業生の府内での就職を促進する。

## 2 研究に関する目標

- (1) 研究の内容に関する目標
  - ア 目指すべき研究水準・機能  
基盤研究や学際研究における世界水準の研究活動を推進するとともに、その成果の実践的研究(臨床研究)や地域を対象とした研究への展開を進める。
  - イ 研究成果の社会・地域への還元
    - (ア) 府や市町村等の行政課題や地域課題に具体的に対応できる研究体制の構築やシンクタンク機能を充実・強化する。
    - (イ) 研究成果の開示と積極的な国内外への発信により、文化、福祉、医療、科学、産業等の発展に寄与する。
    - (ウ) 世界水準の研究を戦略的かつ重点的に推進し、世界トップレベルの医療を地域に提供する。
- (2) 研究環境の充実・向上
  - ア 研究の実施体制等の整備
    - (ア) 横断的・学際的な研究分野を開拓し、3大学連携研究の推進をはじめ、国内外の大学、医療機関、試験研究機関、行政機関等との連携、民間企業及び病院との研究交流の推進や外部の優秀な人材の受入れなどができる柔軟な研究体制を構築する。
    - (イ) 基盤的研究の推進及び重点課題、地域課題や次世代を担う若手研究者の育成などに資源の戦略的配分を行う。
  - イ 研究環境・支援体制の整備
    - (ア) 先端・学際研究など、研究の高度化に対応した機能強化と研究支援体制の整備及び共同研究を推進することができる研究環境の総合的な向上を図る。
    - (イ) 学内外の研究施設等の有効活用や研究活動に必要な先端的研究機器・設備等の計画的な整備を行うとともに、知的財産の活用を促進する。
  - ウ 研究活動の評価及び管理
    - (ア) 研究成果や業績などについて、学会・学術誌等に発表し、学外有識者の意見・評価も積極的に取り入れ、評価結果を研究の質の向上につなげる。
    - (イ) 研究活動の社会的責任を果たし、透明性・信頼性を確保するため、研究活動に係る不正行為や利益相反を防止するための適正な指導を行うとともに、審査、監査、公表等の組織体制や関係規程の充実・強化を行う。
- (3) 研究の国際化  
国際交流締結校や海外の大学、研究機関、医療機関等との学術提携などによる共同研究の推進、優秀な海外の研究者の招へいなど、国際学術交流を推進する。

## 3 地域貢献に関する目標

- (1) 府民・地域社会との連携
  - ア 「国際京都学センター」と連携して「京都学」など、文化、歴史、風土等の共同研究を推進するとともに、府民の健康と福祉の向上をはじめ、文化のみやこ・京都における文化学術の継承と創造、産業の発展、地域振興やまちづくりなど、幅広い社会貢献に積極的に取り組む。

イ 府立大学の知的資源を総合的に活用し、地域連携センターや京都政策研究センターを中心とした地域課題の解決や地域発展に貢献する取組を推進する。

ウ 将来を担う世代の育成を図るため、地域の青少年が「ほんまもんの文化」や高度な学術研究にふれることができる機会を拡大するとともに、高大連携など地域の教育機関との連携を一層推進する。

エ 京都の特色を活かした講座、地域社会や府民のニーズに対応した講座の開催など、府民の生涯学習の充実を図り、社会人教育を一層推進する。

オ 府民に開かれた大学として、府立大学附属図書館など大学施設の府民への開放や地域との交流などを推進する。

## (2) 行政等との連携

ア 行政課題や地域課題等の研究・提案機能の強化により、府や市町村等への提言機能の充実及び行政職員・医療従事職員の人材育成に貢献する。

イ 「和食」に関する教育研究など、府や関係団体等と連携して、文・理・技の融合、医・食・農の融合等による学際的な教育研究を推進する。

ウ 市町村等との包括協定を推進し、連携を強化することにより、地域振興、教育、文化、保健、福祉等の事業の推進に貢献する。

## (3) 産学公連携の推進

ア 大学で創出された研究成果を知的財産とし、地元企業等での活用を図るとともに、大学発ベンチャーの支援を行う。

イ 研究開発や人材育成において、地域の中小企業・農林事業者等との連携を強化して、地域産業の活性化を促進する。

ウ 国内外の大学、研究機関等との共同研究の拡充や地域の産業、イノベーションや新産業創出の支援を行うなど、産学公連携の体制を強化する。

## (4) 医療を通じた地域貢献

ア 病病連携・病診連携の強化、医師確保が困難な地域への医師の配置など、地域医療を支える拠点として多面的な地域貢献を行い、京都府における医療水準の向上に貢献する。

イ 京都府と協力して医療センターの拡充・強化や総合的な地域医療ネットワークの構築等により、府内の適正な医師確保に貢献する。

ウ 地域の医療、保健、介護及び福祉の各分野の関係機関との連携を強化し、京都府が行う地域包括ケアの取組を支援する。

# 4 医科大学附属病院及び附属北部医療センターに関する目標

## (1) 臨床教育・研究の推進

ア 国家レベルの医学研究拠点及び臨床教育拠点を目指し、必要な病院機能の強化や体制整備を行う。

イ 地域医療への関心を持ち、高度な専門知識や技術、豊かな人間性や倫理観を備えた地域医療に貢献する医師・看護師等の医療人材を育成する。

ウ 関係病院と連携し、卒前・卒後の一貫教育を含め、幅広く充実した臨床教育及び実習の中心的役割を果たし、卒業生の府内医療機関への就職及び定着を促進する。

エ 附属北部医療センターにおいて、府北部地域の課題に対応した研究や地域医療に貢献する総合診療力を備えた医師、高度医療に対応することができる看護師等の医療人材を育成する。

(2) 地域医療への貢献

ア 府民の生命と健康を守る中核的医療機関として、他の医療機関等との連携を強化し、医学・臨床研究の成果を地域に還元することにより、地域における医療、保健、介護及び福祉の向上に貢献する。

イ 附属北部医療センターにおいて、医科大学の組織としての一体的な運営により、府北部地域の特性や医療の実情に応じた地域医療の推進や医師配置体制の整備を行うなど、北部医療の安定を図る。

ウ 地域の拠点病院として、災害発生時の医療提供体制の充実・強化を図る。

(3) 政策医療の実施

京都府の政策医療の中核病院としての機能を担い、がん対策や肝疾患対策の推進など、国や府の医療政策と一体となった政策医療に取り組む。

(4) 診療の充実・医療サービスの向上

ア 先端的な基礎研究・臨床研究を推進し、その研究成果を診療に導入することにより、世界トップレベルの医療を府民に提供するとともに、患者の視点に立って、診療サービスを向上させる。

イ 患者や医療従事者のための安心で安全な診療環境や職場環境を確保し、感染防止対策や安全対策等を推進する。

ウ 医療情報の管理体制を整備し、医療情報を適正かつ厳格に管理する。

(5) 運営体制の評価と健全な経営の推進

附属病院長及び附属北部医療センター病院長を中心として、病院運営に関する経営目標の明確化、経営の効率化を一層推進し、収支バランスの改善を図り、安定的かつ効率・効果的な病院経営を推進する。

### 第3 業務運営の改善等に関する事項

#### 1 業務運営に関する目標

(1) 理事長と学長のリーダーシップによるマネジメント体制により、戦略的かつ中長期的な法人・大学の運営に取り組むとともに、法人運営の自立性の向上を図るために、法人のガバナンス機能を強化する。

- (2) 法人・大学の各部門の権限及び責任を明確にし、法人・大学の各組織間の連携を強化することにより、迅速な意思決定と機動力のある組織体制を構築する。
- (3) 外部有識者等の参画を得て、理事会、経営審議会、教育研究評議会等の諸組織の機能を強化し、戦略的かつ機能的な組織運営を行う。

## 2 人事管理に関する目標

- (1) 大学等の教育、研究及び医療の質を向上させるため、優秀な若手教員や教育研究の質の向上に必要な人材を確保・育成するとともに、多様な実績が適正に評価され、処遇に反映されるよう、業績評価システムを運用する。
- (2) 法人のメリットを活かした、勤務形態、給与形態等、柔軟性に富んだ人事制度を運用し、多様で優秀な人材の確保や効果的な人員配置を行う。
- (3) 男女共同参画及びワークライフバランスの推進など、労働環境の向上を図る。
- (4) 能力開発や人材育成制度の充実を通して、高度な専門知識及び創造力を持つ教職員を育成する。

## 3 事務等の効率化に関する目標

- (1) 1法人2大学の特性を最大限に活かし、共通する事務部門の見直し及び点検を行うなど、効率的な運営を行う。
- (2) 情報通信技術の活用等による効果的な事務処理を推進し、効率的な法人運営を図るとともに、外部委託を一層導入するなど、徹底的な業務内容の見直し等を行い、業務の効率化・簡素化を進める。

# 第4 財務内容の改善に関する事項

## 1 収入に関する目標

- (1) 授業料や病院使用料・手数料等については、府立の大学・病院としての役割や適正な受益者負担の観点からその妥当性を検証し、適宜見直しを行う。
- (2) 研究の高度化等に対応するため、科学研究費等の外部研究資金の確保に取り組むとともに、知的財産等を活用した収入確保や産学公連携による共同研究等を推進する。

## 2 経費に関する目標

財務状況の分析や管理経費の見直し、運営費交付金等の予算の重点的かつ効率的な執行に努め、経費の抑制及び効果的な執行を図る。

## 3 資産運用に関する目標

法人資産（施設、設備等）の運用・管理方針の明確化や資産の有効活用・運用管理の改善を図るとともに、資金の安全かつ安定的な活用に取り組む。

## 第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

### 1 自己点検・評価に関する目標

教育研究活動や業務運営等について、自己点検・評価を実施するとともに、京都府公立大学法人評価委員会や認証評価機関等の第三者評価を受け、課題や改善状況を明確にする。

### 2 評価結果の業務運営への反映及び公表に関する目標

監事監査や内部監査などの自己点検・評価や、第三者評価の結果を教育研究活動及び法人運営の改善に反映させ、中期計画の目標達成に向けて取り組み、その内容を迅速かつ積極的に公表する。

## 第6 その他運営に関する重要事項

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- (1) 京都府の基幹病院として、高度で安全な医療や安心して快適な診療環境を提供することができるよう、附属病院や附属北部医療センターの機能強化及び計画的な施設の整備・改修を進める。
- (2) 府民に開かれたキャンパスとなるよう、府民の有効利用を促進するとともに、教育研究機能の強化のため、精華キャンパス・附属農場を含めた必要な施設の整備・改修を進める。
- (3) 施設・設備の定期的な点検・評価を行い、中・長期的な視点で必要な整備を検討し、適正な維持管理や計画的な整備・改修を進める。

### 2 安全管理・危機管理に関する目標

- (1) 緊急時に迅速かつ的確に対応することができるよう、危機管理体制を強化するとともに、防災・減災対策を推進する。
- (2) 災害時に大学の資源を地域に還元できるよう、地域や関係機関との連携を強化する。
- (3) 安心して安全な教育・職場環境を確保するため、労働災害等の防止や安全衛生管理体制の強化及び安全教育の推進を図る。

### 3 環境への配慮に関する目標

地球温暖化対策、省エネ対策、適切な廃棄物処理等、環境に配慮した運営を行うとともに、環境問題に対する教職員・学生の意識啓発を行う。

### 4 人権に関する目標

基本的人権の尊重や人権意識の向上を図るため、教職員・学生に対する研修及び啓発活動を行う。

### 5 情報発信・情報管理に関する目標

- (1) 教育研究活動や法人運営の透明性を確保し、説明責任を果たすため、教育・研究・医療活動や経営の状況等について、情報公開を積極的に行う。

- (2) 戦略的な広報を展開し、広く社会に周知することにより、教育・研究の成果等の社会還元を努め、府民のための大学としての存在意義を高める。
- (3) 京都府情報公開条例及び京都府個人情報保護条例に基づき、個人情報等の適切な管理を行うとともに、情報のセキュリティ対策を充実・強化する。

## **6 法人倫理に関する目標**

- (1) 内部監査機能の強化、諸規程の充実、公益通報制度の周知によるコンプライアンス（法令遵守）や不正防止対策の強化を行い、法令に基づく適正な大学運営を行う。
- (2) 大学に対する府民の期待や信頼が損なわれることのないよう、教職員・学生に対する研修や啓発等を通じて、法令や社会的規範の遵守を徹底し、倫理意識を向上させる。

## **7 大学支援者等との連携強化に関する目標**

同窓会組織等との連携を強化するなど、幅広く大学への支援者を確保する。

■別表

京都府立医科大学	学部	医学部
	大学院	医学研究科
		保健看護研究科
	附属施設	附属病院
		附属北部医療センター
		小児医療センター
		附属脳・血管系老化研究センター
		医療センター
京都府立大学	学部	文学部
		公共政策学部
		生命環境学部
	大学院	文学研究科
		公共政策学研究科
		生命環境科学研究科
	附属施設	附属農場
		附属演習林